## 第18号議案

中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市人権センター設置及び管理に関する条例(平成15年中間市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「520円」を「680円」に改め、同表会議室の項中「260円」を「400円」 に改め、同表教養文化室の項中「260円」を「390円」に改め、同表調理室の項中「360円」 を「480円」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 中間市人権センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表(第9条関係)					別表(第9条関係)				
区分	室料	冷暖房料	備考		区分	室料 (1時間当た り)	冷暖房料 (1時間当た り)	備考	
室名	ー (1時間当た り)	(1時間当た り)	面積	収容人 数	室名			面積	収容人数
研修室	<u>680円</u>	620円	81平方メートル	約50人	研修室	520円	620円	81平方メートル	約50人
会議室	400円	420円	17平方メー トル	約15人	会議室	260円	420円	17平方メー トル	約15人
教養文化 室	390円	420円	14平方メー トル	約10人	教養文化 室	260円	420円	14平方メートル	約10人
調理室	<u>480円</u>	420円	30平方メー トル	約15人	調理室	360円	420円	30平方メートル	約15人